

justax

No.77

DEC'99

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

ゴルフ会員権の取得費

——●借入金利子等算入の可否●——

ゴルフ会員権を譲渡した場合、譲渡代金から取得費や譲渡費用等を控除して譲渡所得を計算しますが、この取得費に借入金利子等が含まれるか否かで争い、金額はわずかながら一部取消しとなった裁決事例をご紹介します（平成10年10月30日裁決）。

◎審査請求人X女は、夫が昭和43年に60万円で取得したYゴルフクラブの平日会員権を、昭和62年に相続により取得しました。その後、Yゴルフクラブより正会員権への転換募集の案内があり、正会員になれば、5年間の譲渡禁止期間の借入金利子を支払っても、平日会員権と比較して更に多額の利益が期待できたため、平成元年9月20日、入会金の追加金として2,214万円余を銀行から借り入れて支払い、平日会員権から正会員権に転換しました。

そして、平成6年12月5日、X女はゴルフ会員権を3,800万円で譲渡し、譲渡所得について、銀行借入れの日から譲渡の日までの借入金利子約650万円等を控除して申告したところ、原処分庁は借入金利子、抵当権設定費用、抵当権抹消費用は取得費に算入されないとして更正処分をしました。

所得税基本通達38-8は、固定資産の取得のために借入れた資金の利子のうち、借入れの日から固定資産の使用開始の日（固定資産を使用しないで譲渡した場合には譲渡の日）までの期間に対応する部分の金額は取得費に算入する旨規定しています。

X女は、会員権は譲渡するまで一度も利用していないのだから、所得税基本通達38-8により借入金利子は全額取得費に算入すべきであり、また、正会員権は投資目的で取得したのであるから、目的に沿う使用開始の日は譲渡した日となると主張しました。

◎これに対し国税不服審判所は、取得費について更正処分の一部を取り消し、次のように判示しました。

① ゴルフクラブの会員資格が平日会員から正会員に転換することは、ゴルフ場施設を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用できる権利の範囲が拡大することであるから、転換のための追加金は、拡大した部分を

取得するために要した費用であり取得費に算入することは相当である。したがって、借入れは追加金を支払うために行ったものであり、それに伴う借入金利子は、転換に必要な準備費用に該当するものとして、使用開始の日までの期間に対応する部分は取得費と認められる。

② 固定資産の使用開始の日については、資産の性質及び使用の状況によって異なるが、ゴルフ会員権については、その性質上ゴルフ場の施設を実際に利用したかどうかにかかわらず、ゴルフ場施設の利用が可能になった日（正会員資格取得の日）をもって「使用開始の日」とみるのが相当である。

③ Yゴルフクラブ発行の募集要項によると、正会員資格取得の日は、追加金の振込日の翌日となるから、借入れを行った平成元年9月20日から追加金の振込みをYゴルフクラブが確認した9月22日までの3日間に係る利子10,374円を取得費に算入するのが相当である。

④ 抵当権設定費用は、借入れの担保提供に係るものであり取得費となるが、抵当権抹消費用は、借入金返済後の担保資産の管理費用であるから取得費とは認められない。

また、審判所は、譲渡費用として税理士の譲渡立会料についても判断をしています。

① K税理士は、X女から相談を受け、正会員権の譲渡については、業者の選定、価額の決定、譲渡時期、取引場所等についてX女と協議して決定し、譲渡に際しては、引渡場所の手配を行い、取引現場に立ち会って、譲渡代金の入金を確認するとともに借入金の返済等についてもX女を指導した。

② 譲渡立会料の30,000円は、譲渡の際に直接要した費用として認められるから、譲渡費用に算入するのが相当である。

（資料提供 税法データベース編集室）